

別表 1

(ア)対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
平成29年4月1日から令和3年5月1日までに創業	令和3年12月から令和4年2月までのいずれかの月

(イ)令和3年5月2日から令和4年3月31日までに創業している場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
令和3年5月2日から令和3年12月1日までに創業している場合	令和3年12月から令和4年2月までのいずれかの月
令和3年12月2日から令和4年1月1日までに創業している場合	令和4年1月又は令和4年2月
令和4年1月2日から令和4年2月1日までに創業している場合	令和4年2月
令和4年2月2日から令和4年3月1日までに創業している場合	令和4年3月
令和4年3月2日から令和4年3月31日までに創業している場合	令和4年4月